平成２３年（フ）第２８０号
盛岡市中ノ橋通１丁目３番13―602号
債務者　門脇　敬子
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第９４号
福島県郡山市安積町南長久保２丁目38番地
ベルフォーレ安積204号
債務者　國分　優子
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２３年（フ）第１２０号
福島県郡山市喜久田町堀之内字堂田50番地の４
債務者　佐久間千春（旧姓戸花）
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２３年（フ）第８０号
石川県加賀市潮津町チ115番地２　モンパレス片山津Ⅰ号棟202号室、従前の住所埼玉県北本市栄７番地４－３―301
債務者　伊藤　栄則
1　決定年月日時　平成23年７月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２３年（フ）第４７号
長野県上田市浦野305番地10
債務者　栗原　眞樹
1　決定年月日時　平成23年７月５日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２３年（フ）第６８号
長野県東御市海善寺875番地２
債務者　福島　政枝
1　決定年月日時　平成23年７月５日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２３年（フ）第１５０号
神戸市長田区堀切町８番12号、旧住所神戸市西区樫野台６丁目１番地の48
債務者　髙原　義廣
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第１５１号
神戸市長田区堀切町８番12号、旧住所神戸市西区樫野台６丁目１番地の48
債務者　中村ヒサ子
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第１６０号
神戸市西区南別府４丁目316番地の１　フローラルコート102号、前住所高知県高知市葛島２丁目５番３―302号
債務者　小林　好治
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第１８２号
神戸市西区美穂が丘１丁目２番地　１号棟202号
債務者　大上　　淳
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第１９０号
兵庫県明石市魚住町金ヶ崎1536番地の17
債務者　塩澤　秀雄
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第１９５号
神戸市西区王塚台６丁目82番地の１　エンジェルハウス102号、旧住所兵庫県加古川市加古川町西河原97番地の１
債務者　車木　幸恵（旧姓福谷）
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第２０３号
兵庫県明石市二見町東二見241番地
債務者　笠掛　　正
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第１７２号
奈良市朱雀３丁目15番地の１　高の原駅前団地５―204
債務者　篠原佳予子
1　決定年月日時　平成23年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第１４８号
島根県安来市荒島町2154番地25
債務者　鴨木貴代美
1　決定年月日時　平成23年７月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
松江地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４９号
山口県岩国市小瀬360番地
債務者　村中　　敬
1　決定年月日時　平成23年７月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２３年（フ）第５１号
山口県岩国市美和町渋前1858番地９
債務者　中川　光子
1　決定年月日時　平成23年７月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
山口地方裁判所岩国支部